

「包括許可取扱要領」等の一部を改正する通達新旧対照表(傍線部分は改正部分)

(別紙2)

○輸出管理内部規程の届出等について(平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号)

(様式3)輸出者等概要・自己管理チェックリスト(抄)

(現行)

11. 輸出状況等		12. 国別輸出等(注8)	
(直近の事業年度: 年 月～ 年 月) 総売上額又は総収入額 百万円		【ホワイト国(注9)を除く上位3ヶ国】	
貨物の輸出額 百万円		1	百万円
直接輸出額(※1) 百万円		2	百万円
直接輸出額のうち、リスト規制貨物の額(※2) 百万円		3	百万円
		別表第4	イラン 百万円
			イラク 百万円
			北朝鮮 百万円

(注8) 国別輸出額は、11.(※1)の直接輸出額の内訳として記入すること。

(注9) 輸出貿易管理令別表第3に掲げる国々

13. 主要なリスト規制貨物・技術(1～15項に該当)仕向地及び海外主要取引先(直近の事業年度)							
項番(注10)	省令番号(注11)	リスト規制貨物・技術の名称	比率(注12)	製品・技術	仕向地	需要者又は輸入者(注13)	取引形態等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等

(注10) 項番には輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1又は外国為替令(昭和55年政令第260号)別表の項番を記入すること。

(注11) 省令番号には輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号)の番号を記入すること。

(注12) リスト規制貨物の直接輸出額(「11.直接輸出額のうち、リスト規制貨物の額(※2)」)に対する当該項番の貨物の直接輸出額のおおよその割合を記入すること。なお、技術の場合には「-」を記入すること。

(注13) 需要者が判明していない場合には、輸入者とする。

14. 輸出貿易管理令の別表第4に掲げる3ヶ国向け輸出等における主な商社等名(直近の5事業年度)(注14)	仕向地	取引先商社等名	時期(注16)	15. 外国ユーザーリスト掲載需要者への輸出等の状況(直近の5事業年度)(注15)	仕向地	外国ユーザーリスト掲載需要者名	輸出貨物・提供技術の名称	時期(注16)

(注14) 主な商社等名が6以上ある場合は、仕向地、取引先商社等名、時期をそれぞれ記載した別紙(様式自由)を添付すること。

(注15) 外国ユーザーリスト掲載需要者が6以上ある場合は、仕向地、外国ユーザーリスト掲載需要者名、輸出貨物・提供技術の名称、時期をそれぞれ記載した別紙(様式自由)を添付すること。

(注16) 輸出又は提供の時期(年月)を記入すること。同一案件が複数ある場合には直近の時期を記入し、その他の時期の輸出又は提供はそれぞれ(注14)、(注15)で要求される別紙に記載すること。

(改正後)

(直近の事業年度: 年 月～ 年 月)						
11. 輸出 状況 等	総売上額又は総収入額	百万円	12. 国別 輸出 等 (注8)	【上位3ヶ国(輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域を除く。)]		
	貨物の輸出額	百万円		1	百万円	
	直接輸出額(※1)	百万円		2	百万円	
	直接輸出額のうち、リスト規制貨物の額(※2)	百万円		3	百万円	
				別表第4	イラン	百万円
			イラク	百万円		
			北朝鮮	百万円		

(注8) 国別輸出額は、11.(※1)の直接輸出額の内訳として記入すること。
(削る)

13. 主要なリスト規制貨物・技術(1～15項に該当)仕向地及び海外主要取引先(直近の事業年度)							
項番(注9)	省令番号(注10)	リスト規制貨物・技術の名称	比率(注11)	製品・技術	仕向地	需要者又は輸入者(注12)	取引形態等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等

(注9) 項番には輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1又は外国為替令(昭和55年政令第260号)別表の項番を記入すること。
(注10) 省令番号には輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号)の番号を記入すること。
(注11) リスト規制貨物の直接輸出額(「11.直接輸出額のうち、リスト規制貨物の額(※2)」)に対する当該項番の貨物の直接輸出額のおおよその割合を記入すること。なお、技術の場合には「-」を記入すること。
(注12) 需要者が判明していない場合には、輸入者とする。

14. 輸出貿易管理 令の別表第4 に掲げる3ヶ国 向け輸出等 における主な 商社等名 (直近の5事業 年度)(注13)	仕向地	取引先商社等名	時期(注15)	15. 外国ユーザーリス ト掲載需要者へ の輸出等の状 況 (直近の5事業 年度)(注14)	仕向地	外国ユーザーリスト掲載需要者名	輸出貨物・提供技術の名称	時期(注15)

(注13) 主な商社等名が6以上ある場合は、仕向地、取引先商社等名、時期をそれぞれ記載した別紙(様式自由)を添付すること。
(注14) 外国ユーザーリスト掲載需要者が6以上ある場合は、仕向地、外国ユーザーリスト掲載需要者名、輸出貨物・提供技術の名称、時期をそれぞれ記載した別紙(様式自由)を添付すること。
(注15) 輸出又は提供の時期(年月)を記入すること。同一案件が複数ある場合には直近の時期を記入し、その他の時期の輸出又は提供はそれぞれ(注13)、(注14)で要求される別紙に記載すること。